

【資料 1】

施設内承認実施評価者への謝金交付について

〔助産所管理者および助産所に勤務する助産師〕区分での施設内承認（総合評価面接）の実施にあたっては、更新区分が統一されるまでの2020年、2021年度に限り、更新申請者1名（施設内承認1件）にあたり、3,000円の謝金を日本助産師会より交付します。

都道府県助産師会の申請をもって、都道府県単位で支払うものとし、以下の必要書類と合わせて、提出期限までに日本助産師会までご提出ください。

申請にあたっては、以下の支払い対象に関する項目を十分確認してください。

◆支払い対象：

- ・〔助産所管理者および助産所に勤務する助産師〕区分での更新申請に関わるものであること。
- ・評価者認定証を有する評価者による施設内承認（上司評価）であること。

※他者評価は対象外。

※勤務施設内に評価者認定証を有する者がいる場合は、原則として施設内で総合評価面接（上司評価）を行うものとし、この場合は支払の対象外となる。

◆必要書類：

- ① アドバンス助産師更新に関する施設内承認実施実績一覧 <都道府県様式1>
- ② アドバンス助産師施設内承認実施にあたっての謝金申請書 <都道府県様式2>

◆2021年度提出期限：2021年10月30日必着

※実際の更新申請者リストと照合の上、年度内にお支払いします。

◆問合せ・書類提出先：

日本助産師会事務局 角田（かくた）

shitei-shinsei@midwife.or.jp